

事 務 連 絡
令和4年1月25日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保及び
5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた体制確保について
（附属病院を置く各国公私立大学への協力依頼）

予防接種行政につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、附属病院を置く各国公私立大学長宛に別添の事務連絡を発出し、新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保及び5歳以上11歳以下の者（以下「小児」という。）への新型コロナワクチン接種に向けた体制確保への協力依頼を行いました。

各都道府県及び市町村（特別区を含む。）におかれましては、本事務連絡等を踏まえた上で、追加接種の促進や、小児への新型コロナワクチンの接種に向けた体制確保に努めていただくようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和4年1月25日

附属病院を置く各国公私立大学長 殿

文部科学省高等教育局
厚生労働省健康局
厚生労働省医政局

新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保及び
5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた体制確保について（依頼）

新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等をはじめとする新型コロナウイルス感染症への対応にあたっては、多大なるご尽力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの追加接種（3回目接種）につきましては、これまでも「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について」（令和3年9月22日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について（その2）」（令和3年11月16日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）の体制確保について（その3）」（令和3年12月17日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に基づき、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の衛生主管部（局）において、接種体制の確保を図っていただくとともに、「追加接種の速やかな実施について」（令和4年1月13日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）により、追加接種の促進に取り組んでいただいているところです。

また、5歳以上11歳以下の者（以下「小児」という。）への接種については、昨年11月から厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において議論が行われていますが、今後、小児への接種を行うこととされた場合に、速やかに接種を開始することができるよう、「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた接種体制の準備について」（令和3年11月16日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた広域での接種体制の構築について」（令和4年1月11日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）により、各都道府県及び市町村において接種体制の検討・準備を進めていただくよう依頼しているところです。

貴機関におかれましては、自治体等から新型コロナワクチンの追加接種や小児への新型コロナワクチン接種について協力依頼があった場合には、地域の実情を踏まえつつ、関連病院等とも連携し、可能な限りのご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。